

釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託 公募型プロポーザル実施・募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託

(2) 業務の目的

東日本大震災により未曾有の被害を受けた当町沿岸部の釣師地区において、令和元年12月に釣師防災緑地公園が開園した。

釣師防災緑地公園は、津波等の災害に強い復興まちづくりを進めるための重要な都市施設のひとつとして計画され、整備が行われてきた。新地町復興計画においても新たな海辺の拠点とし、減災・防災、地域振興、震災伝承が目的として位置付けられている。

しかしながら、東日本大震災の被害による交流人口の落ち込みは未だ大きく、震災前の水準には至っていないところが現状である。

本業務は、釣師防災緑地公園をフィールドとし、後世への震災伝承、防災意識の向上等を図ることを目的とした情報発信・PRイベント等を開催することにより、交流人口・定住人口の拡大、当施設利用者の町内での消費活動の増加による経済効果が発揮され、ついでには釣師防災緑地公園の魅力を広く伝え、交流人口の拡大を目指すものである。

(3) 業務の場所、面積及び業務地の名称

- ・新地町谷地小屋字中浜田、字北畑、字浜畑、字釣師、字町裏のそれぞれ一部

同 小川字浜田、字浜畑のそれぞれ一部

同 大戸浜字牛川の一部

- ・面積 約 18.0ha

- ・名称 釣師防災緑地公園

(4) 実施する業務の内容

別紙「釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託仕様書」のとおり

(5) 契約の期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

2 契約の上限額

6,086,300円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 業務契約の相手方の候補者の選定

公募型プロポーザル方式により、プロポーザル（企画提案）を募集する。

別途規定し設置する審査委員会において、提出された企画提案書について書類審査し、業務の遂行能力を有すると認められ最も適格と推量される事業者を、業務契約の相手方の候補者として選定する。

4 候補者との確認、及び随意契約等に関する事項

上記の選定後ただちに、業務の内容及び契約の締結に必要な事項等について候補者と確認を行い、必要がある場合は仕様書の調整を行う。

そのうえで、企画提案において見積もられた金額が予算の範囲内であった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

なお、万が一不調に終わった場合は、次点に選定された者と、随意契約を前提とした協議を行うものとする。

5 候補者の選定にかかる日程

令和8年6月18日（木）	実施・募集要領の公表、募集開始
令和8年7月1日（水）	質疑書の提出締切
令和8年7月8日（水）	企画提案書の提出締切
令和8年7月13日（月）	審査委員会（企画提案に基づくプレゼンテーション）
令和8年7月中旬	審査結果通知
令和8年7月中旬	契約締結

6 プロポーザルへの参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおり

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) この業務の募集開始時から審査委員会までの間に、「指名競争入札に参加する者に必要な資格、及びその審査の申請の時期、並びに当該申請に必要な書類等の指定について」（昭和61年告示第16号）第1の各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年訓令第10号）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、及び同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な知見及び実施体制を備えていること。
- (6) 当該業務を遂行するにあたって法令上の許認可、資格等の具備が必要な場合には、それらを有すること。
- (7) 納税の義務を適切に履行していること等、各種法令の規定に違反していないこと。
- (8) なお、複数の法人等で構成された共同企業体（以下「共同体」という。）による申請の場合は、すべての法人が資格要件を満たすこと。
- (9) 同時に複数の共同体に参加して申請することはできない。

また、同時に単独と共同体との両方から申請することもできない。

7 プロポーザルにかかる説明会

実施しない。

8 質疑の提出及び回答

質疑事項がある場合は、令和8年7月1日（水）までに、別紙様式1により、電子メールで提出すること。送信後速やかに、電話により送受信の成功を確認すること。

9 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出すべき書類

ア 釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託
公募型プロポーザル応募にかかる宣誓書(様式2)

イ 参加申込書(様式4)

ウ 会社概要(様式5)

エ 同種業種等の実績(様式6)

オ 企画提案書(様式7) ※様式7は参考様式です。

・別紙「釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」に記載されている事項の内容を十分理解したうえで、審査の項目・評価基準となっている次の項目について、漏れのないように記載してください。

1 町民等の平等な参加・周知機会の確保

2 関係法令の遵守

3 釣師防災緑地公園を震災伝承及び交流人口拡大へ最大限の活用・効用発揮

4 業務にかかる経費の縮減

5 情報管理、危機管理等への体制の整備

・提案の趣旨、特徴、内容、イメージ、図表、イラスト、写真等で説明してください。

・ページの制限はありませんが、簡潔に作成してください。

(2) 提出部数

8部

(3) 提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時(必着)

(4) 提出方法

持参

(5) 提出先

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地

新地町都市建設課住宅都市整備係

釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託担当あて

10 審査委員会の設置

別途規定する「釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置及び審査要領」に基づき、審査委員会を設置する。

11 業務の相手方の候補者の選定

審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も適格と判断される事業者を業務契約の相手方の候補者として選定する。

なお、提案者が3者以上であった場合は、提出書類による事前審査を実施して、プレゼンテーションを行う者を調整することがある。

(1) 審査委員会による審査

令和8年7月13日（月） 13時30分～

(2) 審査の場所

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地
新地町役場 本庁舎 3階「正庁」

(3) プレゼンテーションの実施方法

提出された企画提案書のみに基づいて行うこと。追加資料は用いられない。

モニターに企画提案書を投影しながらプレゼンテーションを行うことは可能である。

プレゼンテーションの実施時間は20分以内とする。その後、審査委員との質疑応答を行う。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、後日（7月中旬の予定）書面にて通知する。

12 審査の項目・評価基準・配点

次表により、絶対評価で行う。合計の満点は100点とする。

	審査の項目・評価基準	配点
1	○町民等の平等な参加・周知機会の確保 企画提案書に記載された業務計画書の内容は、町民はもとより、来訪者、釣師防災緑地公園施設利用者へ平等な参加機会・周知機会を確保することができるものとなっているか。	20
2	○関係法令の遵守 企画提案書に記載された業務計画書の内容は、都市公園法等の法令、及び新地町都市公園条例等の例規を遵守したうえで、事業を実施するものとなっているか。	10
3	○釣師防災緑地公園を震災伝承及び交流人口拡大へ最大限の活用・効用発揮 企画提案書に記載された業務計画書の内容は、釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大を最大限達成することを目的とするために以下の、 ・釣師防災緑地公園と震災伝承についていかにして情報発信・周知するか ・業務内容に仕様書にある他に独自の有用な提案・手法が盛り込まれているか ・実施において単発のイベント実施で終わらず継続的な交流人口の拡大をもたらす内容となっているか を創意工夫ある運営や優れたノウハウ等の導入により最大限達成できるものとなっているか。	40
4	○業務にかかる経費の縮減 価格提案書(見積書)に記載された内容は、妥当、経済的かつ合理的であるうえで、安価性において優れているか。	20
5	○情報管理、危機管理等への体制の整備 業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているか。 異常気象、災害、障害、事件・事故等の緊急時における対策は十分か。 感染症の拡大防止等に十分な対策を講じる計画となっているか。	10

13 失格事由及び取下げについて

(1) 次のいずれかに該当する場合、提案者は失格となる。

- ① 提出書類に重大な不備があったり、参加資格要件を満たしていない等、募集要領の規定に反する場合
- ② 提案者が複数の企画提案書を提出した場合
- ③ 審査委員、町職員、他の提案者等、当該プロポーザルの関係者に対して、当該プロポーザルにかかる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ その他、公序良俗及び法令の規定に反する場合

- (2) 企画提案書を提出した後に、この募集への参加を取りやめる場合には、釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託公募型プロポーザル参加取下書(様式 3)を提出すること。

なお、取下書の提出があった場合でも、既に提出済みの書類は返却しない。

14 その他の留意事項

- (1) プロポーザルにかかる諸準備、調査、書類作成等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本業務によって制作したリーフレット、チラシ、ポスター等の成果物の著作権は、町に譲渡するものとする。また、著作者人格権についても行使しないものとする。
- (3) 本業務の受託者は、本業務の遂行にともなって知り得た情報を機密事項として取り扱い、業務実施以外の目的に利用したり、第三者に提供する等してはならない。
また、契約の終了後も含めて、情報の漏えい防止等、適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の受託者は、本業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合は、新地町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 17 号）等の規定を遵守すること。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
なお、提出された企画提案書は、新地町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、原則として開示の対象となる。
- (6) 契約を締結した場合には、その履行に際しては、契約書、仕様書、「新地町工事請負契約約款」（以下「約款」という。）、法令、例規を遵守すること。
なお、請負代金の支払い、前金払い等については、約款の諸規定によるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染及び感染拡大防止のため事業を縮小するなどの業務内容の変更に伴い、委託料等が変更となる場合があるので承知のこと。

15 この要領に関する問合せ先

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

新地町都市建設課住宅都市整備係

(釣師防災緑地公園を活用した震災伝承及び交流人口拡大事業業務委託担当)

電話 0244-62-2113

E-mail toshikei@town.shinchi.lg.jp

附則

この要領は令和 8 年 6 月 1 8 日から施行する。